

基本目標 1 自然との共生社会の形成

2030年に向けた目標

- 先人から受け継がれてきた、生活に安らぎと彩りを与えてくれる豊かな自然環境を次世代に伝えるため、市民一人ひとりの力を合わせて守ります。
- 世代を問わず、大野の魅力の一つでもある豊かな自然にふれあうことのできる場と機会を創出します。
- 豊かな自然を地域資源ととらえ、体験型の観光プログラムによる都市との交流や農林水産物等のブランド化により地域振興を図ります。
- 生態系の基盤である水循環の健全化を図り、多様な生物が生息する自然環境を保全するため、流域マネジメント¹を推進します。

施策の基本方針 生物の多様性の確保

本市の現状と課題

- ✓ 大野市は、白山国立公園及び白山ユネスコパークに指定されている打波・刈込池周辺や、奥越高原県立自然公園に指定されている日本百名山である荒島岳をはじめとする山岳地帯、盆地を潤す九頭竜川水系や湧水地など、豊かな自然を有しています。
- ✓ そして、この豊かで多様な自然環境を背景として、さまざまな生物が生息しており、絶滅に瀕した動植物として環境省等が指定する希少な野生動植物は、県内で最も多くの種類が確認されています。
- ✓ このような、希少な生物が生息する自然環境を次の世代に守り伝えていくためには、本市の豊かな自然環境に対する市民の認知と理解を高める取り組みが必要です。
- ✓ 一方で、身近な自然環境については、農業用水路のコンクリート化や道路整備などにより、かつてよく見られたメダカやホタル、トンボといった生き物が減少してきています。
- ✓ また、少子化や核家族化に伴う多世代交流で育まれてきた外遊びや自然遊びなどの減少や離農世帯の増大など、ライフスタイルの変化に伴い、日常的に自然とふれあう機会が減少しています。
- ✓ 自然環境を守り育てていくためには、自然との触れ合いを促進し、市民と自然の距離を縮める取組が重要です。
- ✓ 近年、公民館を拠点に、地域住民らにより、ホタルやカタクリの保護、湧水地の再生、ピオトープ作りなど、身近な自然を保全・再生・創出する取組が実施されています。
- ✓ 今後は、これらの市民活動を促進するとともに、自然とのふれあいがもたらす健康や教育等への効用に関する理解を深める取組を推進し、地域の自然環境の保全・再生活動への関心と参加意欲を高める取組が必要です。

¹流域に関わる様々な関係者が連携し、水循環に関する取組を行うこと

- ✓ また、それぞれのライフスタイルやライフステージに対応した触れ合いの場を創出し、機会の充実に図っていく必要があります。
- ✓ 近年、農山村地域では、高齢化や人口減少に伴う人間活動の後退や積雪量の減少などから、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの特定の野生鳥獣の生息域が拡大し、農林業や生活環境、生態系への被害が拡大しております。これまでも、地域ぐるみで有害鳥獣対策を実施してきましたが、継続的な取組が求められています。
- ✓ また、意図的、非意図的に関わらず、人の手によって持ち込まれた外来生物は、生態系や農林水産業だけでなく、人の健康等に重大な被害を及ぼす危険性があります。本市においても、本願清水イトヨの里において特定外来生物であるコクチバスが確認されており、外来生物の防除対策が求められています。
- ✓ 一方で、本市の稀な気象条件を生かした「天空の城 越前大野城」のPRや化石や星空を活用した観光体験プログラムの提供の他、水を通じた地域産品のブランド化など、本市の自然や地域資源が持つ魅力を活かした取組が進められています。
- ✓ 今後も、自然との共生を念頭に置いて、本市の特色ある自然資源を活用した地域活性化対策に取り組んでいきます。

【大野市水循環基本計画の位置づけ】

生物多様性の保全を進めるに当たっては、生物が生息する水辺、里地里山など、様々な生物の生息・生育・繁殖環境を守る事が重要です。大野市水循環基本計画では、市域全体を一つの流域と捉え、流域に関わる全ての主体と連携して、農地や森林の有する多面的機能の維持・向上や河川環境の改善、湧水地等の水辺空間の保全・再生・創出などに取り組み、更なる水循環の健全化を目指すこととしています。

そこで、本計画に記載の取組の他、大野市水循環基本計画との整合性に留意し、流域マネジメントの推進により、本市における生物多様性の保全を推進していきます。

重点施策① 身近な自然とふれあう活動の推進

市の取組

(1) 自然環境に対する関心を高める取組の推進

- ① 関係機関や市内小中学校と連携し、市民団体や地域住民らによる、地域にある里山や河川、湧水地等の身近な自然やそこに生息する生き物を調査する取組などを促進します。
- ② 四季折々の自然が持つ魅力やそれらを体験できるレジャーや自然体験プログラム等を広報紙やホームページ、SNS等を活用して情報提供します。

(2) 身近な自然の保全・再生とふれあいの場の提供

- ① 関係機関や市内小中学校と連携し、市民団体や地域住民らによる、地域にある里山や河川、湧水地等の身近な自然やそこに住む生き物を保全・再生する取組を促進します。

目標を達成するための施策

4-1 生物の保存

(2) 身近な生物との触れ合いの確保

- ① 里山や小川等の身近な生物の実態調査の推進
 - ・ 関係機関や市内小中学校と連携した調査
- ② 身近な生物と触れ合える活動等の推進
 - ・ 環境教育と連携した活動

- ②体験型観光施設や水辺空間など、自然を体験・体感できる施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の魅力向上と利活用を図ります。
- ③水資源の有効利用を図り、まちと緑と水辺が融合した良好な空間や水路などの施設を適切に維持管理するとともに、水を五感で感じることができる環境づくりに努めるなどし、水がみえるまちづくりを推進します。
- ④県や地域住民等と連携し、市民に親しみのある六呂師高原を、自然を学び楽しむ場として活用する取組を推進します。
- ⑤化石が産出される地層を保護するとともに、県の研究機関と協力した調査研究や化石発掘体験などの推進します。

(3) 自然や生き物とふれあう機会の創出

- ①市民団体や関係機関と連携し、自然体験や農作業体験、自然観察会など、自然環境への関心を高め、理解を深める体験学習を推進します。
- ②自然の中での健康ウォークやサイクリングなど、市民のライフステージごとの興味や関心、目的に応じた自然との関わり方やふれあいの機会を提供します。
- ③地産地消や食育活動、地域の歴史や伝統文化に根差した活動などを通じ、市民一人ひとりの日常的な生活の中で自然を身近に感じる事のできる取組を推進します。

(4) 自然触れ合い活動を行う人材育成の推進

- ①自然環境の保全・再生活動や身近な自然とふれあう活動に取り組む団体等の活動を促進します。
- ②関係機関と連携して専門的な学習機会を提供し、生物多様性の重要性や保全の必要性に対する理解を深める取組を推進するとともに、環境アドバイザーの拡充を図ります。
- ③自然環境の保全・再生や自然とふれあう活動に取り組む関係団体等との連携を高めるため、情報交換等を積極的に行います。

重点施策② 野生動植物の保全

市の取組

(1) 生物多様性の保全

- ①健全な水循環が生態系の基盤となっていることを踏まえ、流域に関係する多様な主体と連携し、生物多様性の保全や地域振興・経済活性化に資する生態系ネットワークの形成を推進します。
- ②関係機関や専門家等の協力の下、本市に生息する希少な野生動植物に関する情報を充実させるとともに、公式ホームページへの掲載やイベント等での展示などにより、広く情報発信します。
- ③本願清水イトヨの里におけるイトヨの保全活動等を通じ、生物多様性について周知、啓発を行います。
- ④公共工事等において、生態系に配慮した施設づくりを推進します。

4-1 生物の保存

(1) 希少野生生物の種の保存

- ①希少野生生物とその生育環境の保全
 - ・関係機関と連携した生育環境の保全
- ②希少野生生物に関する実態調査
 - ・関係機関と連携した実態調査

4-2 生息環境の保全

(1) 生態系の保全

- ①希少野生生物の生態系に関する調査
- ②開発行為等に伴う生態系に関する事前協議

(2) 地域ぐるみによる有害鳥獣対策の促進

- ①大野市鳥獣害対策協議会を中心に、地域関係者が一体となって農業林業や生態系への有害鳥獣被害を防止する総合的な対策に取り組めます。
- ②自治会等を対象に、有害鳥獣被害の防止対策について講習会を実施するとともに、有害鳥獣捕獲用檻の貸し出しや電気柵及びネット柵設置費に対し補助するなどし、地域ぐるみによる対策を推進します。
- ③有害鳥獣対策に取り組む人材の育成を推進します。

(3) 市民協働による外来生物の防除対策

- ①外来生物問題の基本認識である、外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を遵守するよう普及啓発を行います。
- ②外来生物が及ぼす生態系や農作物に対する被害等を周知するとともに、特に甚大な被害を与えるブルーギルやコクチバス等の特定外来生物についての情報提供を市民に呼びかけ、早期発見、早期駆除を図ります。
- ③イトヨが生息する本願清水など、希少な野生動植物が生息する場所において、関係機関との連携や市民協働により防除を推進します。

重点施策③ 地域資源の活用

市の取組

(1) 魅力ある自然環境の観光活用

- ①民間事業者と連携し、道の駅等を活用したアウトドアスポーツやレジャーを推進します。
- ②体験型の観光プログラム等を通じ、市民と都市部の住民との交流人口の拡大を推進します。
- ③星空観察の適地である六呂師高原において、地区住民や県、大学、観光事業者と連携し光害²対策に取り組むとともに、星空を活用した観光を推進します。

(2) 豊かな自然の恵みの経済活用

- ①水を活用した地域振興や水を通じた地域産品のブランド化など、健全な水循環を通じた地域活性化を推進します。
- ②山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス発電所などでの間伐材の活用促進に向けた支援を行います。
- ③大野の気候や風土に合った、多様な農林水産物の生産を促進するとともに、ブランド力の向上と販路拡大に取り組み、越前おおの産農林水産物の生産や販売を振興します。

その他の基本施策・主体別行動指針

③鳥獣保護と有害鳥獣対策の実施

- ・鳥獣保護事業計画の着実な実施
- ・有害鳥獣への総合的な対策の実施

④外来生物などの防除

- ・外来生物の情報提供
- ・外来生物の調査と被害状況の把握
- ・特定外来生物^{*}の駆除

2-2 空気の保全

(2) 星空観察の推進

- ①星空観察事業の実施
 - ・ライトダウンキャンペーン^{*}の実施
 - ・関係機関と連携した観察会の実施
- ②適切な照明施設利用の指導
 - ・光害の防止対策の推進

9-4 森林の保護

(2) 森林資源の有効活用

- ①間伐材の有効活用
- ②端材や残材等の有効活用
- ③廃材等の有効活用
 - ・建築資材等の廃材利用の推進

10-2 環境教育と学習の推進

(2) 社会教育における環境教育や環境学習の推進

- ④エコ・グリーンツーリズム
 - ・越前おおの型エコ・グリーンツーリズムの実施

² 「ひかりがい」と読みます。照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こるさまざまな影響をいいます。

その他の基本施策

(1) 市の取組

- ①開発行為等に伴う生態系に関する事前協議の実施と関係法令の遵守徹底
- ②法令に基づく希少野生動植物の適正な保護
- ③鳥獣保護事業計画の着実な実施
- ④一定規模以上の開発行為や事業所の建設時に緑地の設置を義務付け
- ⑤公共施設における緑地や植栽の適正管理
- ⑥公共工事における生物多様性に配慮した植栽種の選定と緑化の推進
- ⑦市民らによる植栽や緑化活動の促進
- ⑧関係機関と連携した外来生物の調査と被害状況の把握
- ⑨各地区の環境資源の保全や活用のための行動指針の再検討

主体別行動指針

(1) 市民の取組

- ①水辺や公園、野外施設等に出かけて、積極的に自然とふれあいます。
- ②自然環境で活動する際には、野生動植物の生息環境の保全に努めます。
- ③よく晴れた夜は、夜空を見上げて星空を観察します。
- ④ペットが野生化し、生態系に影響を与えることのないよう責任をもって管理・飼育をします。
- ⑤外来生物について正しい知識を身につけ、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」を守ります。
- ⑥地元の安全安心な農産物を購入し、地産地消に取り組みます。

(2) 事業者の取組

- ①従業員等に対し、野外活動を奨励し、野外活動の場や機会の確保に努めます。
- ②敷地内に、緑地を整備するなどし、自然とふれあえる空間を整備します。
- ③大規模な開発行為を行うときは、生物の生息地を保全し、必要に応じて代替地への移植などに取り組みます。
- ④営巣地を保護し、繁殖期の伐採作業は控えます。
- ⑤地域ぐるみで有害鳥獣対策に取り組みます。
- ⑥道の駅に自慢の農産物を出荷します。

主体別行動指針

(1) 市民

- ①野生生物の保全に努めます。
- ②野生生物の生息場所の保全に協力します。
- ①不法投棄については、地域単位で監視や啓発等を行い、関係機関と連携して生育環境を守ります。
- ②生息地付近で活動する場合は、フィールドマナーを守ります。
- ③ペットが野生化し、生態系に影響を与えることのないよう管理・飼育をします。
- ④野生生物の生息場所の保全に協力します。

(2) 事業者

- ①野生生物の保全に努めます。
- ②野生生物の生息場所の保全に協力します。
- ③営巣地を保護し、繁殖期の伐採作業は控えます
- ①農薬などを適正に使用します。
- ②大規模な開発行為を行うときは、生物の生息地を保全し、必要に応じて代替地への移植などに取り組みます。
- ③野生生物の生息場所の保全に協力します。
- ④建築資材等の廃材利用を推進します。

<p>数値目標・環境管理項目</p> <p>数 値 目 標</p> <p>①生物多様性の認知度（生物多様性について意味を知っている市民の割合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（R元年度）</th> <th>中間目標値（R7年度）</th> <th>最終目標値（R12年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>55%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②イトヨの里の入館者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値（R元年度）</th> <th>中間目標値（R7年度）</th> <th>最終目標値（R12年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,688人</td> <td>10,650人</td> <td>11,600人</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境管理項目</p> <p>①里地の環境保全活動に取り組む地区数 ②希少野生動植物の確認種数 ③有害鳥獣捕獲頭数 ④郊外における観光入込客数</p>	基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）	—	55%	60%	基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）	9,688人	10,650人	11,600人	<p>環境管理項目</p> <p>①希少野生生物の確認種数 ②希少野生生物の確認地点数</p>
基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）											
—	55%	60%											
基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）											
9,688人	10,650人	11,600人											
<p>施策の基本方針 自然環境の体系的保全</p> <p>本市の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大野市の農用地面積は、ほぼ横ばいで推移しているものの、過疎化、高齢化等に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。 ✓ 農地は、農作物の生産の場としての役割のほか、地下水かん養機能や身近な生き物の生息空間、田園景観形成の場など多面的な役割を担っていることから、農地の荒廃や耕作放棄地の増加を防ぐための対策が必要です。 ✓ また、「越前おおの型食・農業・農村ビジョン」（平成24年改訂）に基づき、農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う環境協和型農業を推進してきました。 ✓ その取り組みなどが評価され、平成25年に「環境王国」に認定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大野市の森林面積は平成29年度末現在で75,840haであり、市域の約87%を占めています。 ✓ 農地同様、過疎化や高齢化等の進行などにより必要な整備や適切な維持管理が行われていない森 													

林が増加しています。そのため、水源涵養や、野生動植物の生息、その他森林レクリエーションの場など、森林が持つ多面的な機能が損なわれようとしています。

- ✓ 特に、近年、全国各地で地球温暖化の影響と思われる大災害の発生が頻発しており、森林が持つ機能の一つである土砂災害を防止する機能や、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源としての役割などを維持するための取組が必要です。
- ✓ また、平成8年に平家平のブナ林を含む196haを取得したほか、水源地となっている山林の保護を目的に「大野市森・水保全条例」(H25)を制定するなどの取組を実施しました。
- ✓ しかしながら、森林整備や維持管理が行われていない民有林の経営管理支援が課題となっており、平成30年度に創設された森林環境譲与税等を活用した取組が求められています。

重点施策① 農地（里地）の保全と活用

市の取組

(1) 地域による農地（里地）の保全

- ①農地の担い手への集約と集積を促進することで、担い手や後継者不足による農地の荒廃や耕作放棄地の増大を防ぎます。
- ②農地パトロールや共同活動による畦畔管理などの、地域による耕作放棄地拡大防止や農地の保全活動を促進します。
- ③土地改良事業などにより、農地が持つ生態系や景観に配慮した持続可能な農業基盤の整備に取り組みます。
- ④新規就農者や後継者の確保と育成に取り組むとともに、若者や女性、非農家による活動など農山村を守る多様な仕組みをつくります。

(2) 環境調和型農業の促進

- ①化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた環境調和型農業を促進するとともに、農薬等の適正管理を徹底し、土壌汚染の防止を推進します。
- ②生態系の保全や農村景観の形成に配慮した農業用施設（用排水路等）の整備を促進します。
- ③水田や用排水における生き物調査や農作業体験の実施など里地を活用した交流活動を促進します。

3-3 農地環境の保全

(1) 農用地の保全

①農用地面積の維持

- ・乱開発防止策の検討
- ・農業振興地域整備計画の適正な運用
- ・農地パトロールの実施
- ・埋蔵文化財の保全の推進
- ・担い手の育成

②農薬等の適正使用の推進

- ・土壌汚染の防止
- ・有機農業の実施
- ・害虫に強い作物に関する調査研究
- ・ポジティブリスト制度*の周知

③農用地の整備の推進

- ・大区画農用地の整備
 - ・砂れき層を保全した整備
- ##### ④休耕田の適正管理の推進
- ・地下水かん養田としての利用
 - ・特産物の生産に資する農用地の保全

(2) 農用地の周辺環境の創造

①生態系の保全

- ・生態系に配慮した用排水路の整備

②良好な田園景観形成

- ・森林や小川と一体的な田園景観形成の推進

重点施策② 山林（里山）の保全と活用

市の取組

(1) 森林の保全

- ①森林経営管理法³に基づく森林経営管理制度を活用し、管理ができていない森林を市が所有者からの委託に基づき管理することで、森林の整備と保全を推進します。
- ②森林環境譲与税⁴を活用して間伐を促進します。
- ③シカの食害やクマ剥ぎなどの獣害への対策を強化します。
- ④水源涵養機能等の維持を図るため、森林の無秩序な開発を防止します。
- ⑤新規就業者の研修に対し補助を行うなど、林業従事者の育成を支援するとともに、ドローンなどの先進技術を取り入れるなどし、担い手の確保と林業の効率化を推進します。

(2) 森林資源の利活用促進

- ①山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス発電所などでの間伐材の活用促進に向けた支援を行います。
- ②公共施設などへの木材利用を推進するとともに、木材のカスケード利用⁵を検討します。
- ③エコフィールドを活用したドングリなどの苗木の育成や植樹活動を推進するとともに、「越前おの森づくり基金」を活用した民間主導の森づくり活動を支援します。
- ④自然体験学習や環境教育などで、森林の多面的機能⁶の普及や啓発を行います。

3-4 山林環境の保全

(1) 森林の保全と創造

- ①森林の適正な維持管理
 - ・維持管理方法の確立
 - ・担い手の育成
- ②山地部での開発行為の事前協議の推進
 - ・大規模な開発行為の抑制
 - ・代替樹林の整備
- ③広葉樹の計画的な植林の推進
 - ・市有林や民有林の計画的な植林
 - ・森林の適切な除間伐

(2) 山林環境の保全

- ①大気浄化機能や保水機能の向上の推進
 - ・病虫害対策の実施
 - ・間伐や保育の実施
 - ・治山事業の実施
- ②自然に配慮した林業基盤の整備
 - ・伐採量の低減を考慮した林道整備等の推進
- ③山地における不法投棄の防止
 - ・意識啓発策の実施
 - ・監視体制の強化
- ④良好な山岳景観の保全

9-4 森林の保護

(1) 森林資源を使用した製品利用の抑制

- ①紙使用量の削減の推進
 - ・両面印刷の実施
 - ・ペーパーレス化
- ②再生紙の利用の推進
- ③森林資源を原料とする製品利用の抑制
 - ・使い捨て商品利用の抑制

³森林所有者が管理できない森林を、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理したり、林業経営者に再委託する制度で、平成30年5月に成立し、平成31年4月に施行されました。

⁴森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ令和元年度から譲与され、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されます。

その他の施策（基本施策）・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取組

- ①農地法等に基づく乱開発の防止
- ②農業振興地域整備計画の適正な運用
- ③法令等に基づく手続きを活用した大規模な開発行為の抑制
- ④自然に配慮した林道整備

主体別行動指針

(2) 市民の取組

- ①耕作していない農地を貸し出し、農業にチャレンジしやすい環境をつくります。
- ②農用地の保全を心がけます
- ②苗木育成の取組みに参加します。
- ③獣害を防止するため、山に実のなる木を植える活動に取り組みます。

(3) 事業者の取組

- ①AI等を活用し、農作業の効率化を図ります。
- ②化学肥料や農薬の使用を軽減した環境調和型農業に取り組みます。
- ③大規模な伐採は控え、伐採後は、大野市森林整備計画に基づき植林します。
- ④間伐材の有効利用について取り組みます。

(2) 森林資源の有効活用

- ①間伐材の有効活用
- ②端材や残材等の有効活用
- ③廃材等の有効活用
- ・建築資材等の廃材利用の推進

主体別行動指針

(1) 市民

- ③地域が主体となる河川美化活動に積極的に参加します。
- ①山林などへの不法投棄については、地域単位で監視や啓発等を行い、関係機関と連携して山林環境を守ります。
- ②所有林の保全に心掛けます。
- ③ごみは、投棄等せずに持ち帰ります。

(2) 事業者

- ①農用地の保全を心掛けます。
- ②害虫に強い作物に関する調査研究を行い、農薬などを適正に利用します。
- ③休耕田では特産物の生産や湛水などを行います。
- ④三面張り水路の見直しに努めます。
- ①大規模な伐採は控え、伐採後は、可能な限り植林します。
- ②林業後継者を育成し、森林の維持管理に取り組みます。
- ③間伐材^{*}の有効利用について取り組みます。
- ④生態系^{*}を守るため、森林における動植物の生育状況を把握するとともに、営巣地を保護し、繁殖期の伐採作業は控えます。
- ⑤環境保全に配慮した林道網の整備を行います。

⁵ カスケード（英語 cascade）の意味は、階段状に水の落ちる小さな滝のことです。木材のカスケード利用とは、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用することです。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①耕作放棄地の面積

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
3.0ha	3.6ha以下	4.1ha以下

②森林整備面積（間伐）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
341ha	358ha	375ha

環 境 管 理 項 目

- ①農用地面積
- ②形態別森林面積
- ③広葉樹の植林面積
- ④森林経営計画認定面積

数 値 目 標

(1) 農用地面積の目標値

- ①農用地面積：3,900ha

(1) 森林面積の目標値

- ①森林面積：75,871ha

環 境 管 理 項 目

- ①農用地面積
- ①形態別森林面積
- ②広葉樹の植林面積